データ処理契約への標準契約条項の組み込み

最終更新日: 2023 年 2 月 22 日

この文書は、標準契約条項 (以下「HF SCC」という。) を組み込むために、お客様と Hydrafacial LLC (以下「Hydrafacial」という。) の間で締結されます。

本契約に定める相互の誓約と合意を約因として、両当事者は次の通り同意します。

**定義**

データ処理契約で別途定義されていない限り、以下にリストされ、本HF SCC で使用される用語は、次の意味を持つものとします。

* 「購入契約」 お客様と Hydrafacialおよび/またはその関連会社との間の商取引の基礎を形成する既存の署名された契約。
* 「関連会社」とは、当事者に関連して、かかる当事者によって支配れるまたは共通の支配下にある任意の事業体を意味し、支配はかかる事業体の議決権の 50% (五十%) を直接的または間接的に保有することと定義されます。
* 「顧客」 Hydrafacial アカウント情報でプロバイダー (クリニック/センター) として、または購入契約の署名で識別される

ユーザー。

* 「EU データ保護法」 (a) EU 一般データ保護規則 (2016/679) (GDPR)、(b) EU (指令 2002/58/EC) (e-プライバシー指令)、および (c) いずれかおよび 前述のいずれかに基づいて、またはそれに準拠して制定されたすべての EU 加盟国の法律。(いずれの場合も、随時修正または置き換えられます。)
* 「EU SCCs」　欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/679 に従い、2021 年 6 月 4 日の決定 (EU) 2021/914 によって定められた、個人データの第三国への転送に関する標準契約条項に関する標準契約条項。
* 「IDTA」　2022 年 3 月 21 日に施行された S119A(1) データ保護法 2018、バージョン B1.0 に基づき情報コミッショナー事務局によって発行された、EU SCC に対する国際データ転送補遺。
* 「スイスのデータ保護法」　随時修正または置き換えられる、2022 年 12 月 31 日までは 1992 年のスイス連邦データ保護法 (FADP)、2023 年 1 月 1 日以降は 2020 年 9 月の改訂スイス連邦データ保護法 (改訂 FADP)
* 「英国データ保護法」　随時修正または置き換えられる、2018 年データ保護法および英国 GDPR (2018 年欧州連合 (撤回) 法第 3 条に基づく保持規則 (EU) 2016/679 (英国 GDPR)) の条項によって補足された、データ保護、プライバシー、および電子通信 (改正など) (EU 出口) 規則 2019/419 によって採用されたデータ プライバシー法

本HF SCC で使用されていますが定義されていない他のすべての用語は、データ処理契約または購入契約で定義された意味を持つものとします。

1. **EU SCC**

参照により、EU SCC のモジュール 2 (お客様が転送されたデータの管理者である場合、管理者から処理者へ転送) およびモジュール 3 (お客様が転送されたデータの処理者である場合、処理者から処理者へ転送) への組み込みは、次のように完了します。

1.1. ドッキング条項　 第 7 条のオプションは適用されません。

1.2. 指示　第 8条第1項(b) の目的上、両当事者は、管理者に代わって提供されたものを含む、顧客からの文書化された指示が、データの国際転送に関するものを含め、データ処理契約に規定されていることに同意します。

1.3. 削除証明 第 8条第5 項に従い、両当事者は、Hydrafacial の書面による要求に応じて、顧客が個人データを削除したことを Hydrafacial に証明することに同意します。

1.4. コンプライアンスのチェック 　両当事者は、第 8条第９項に定められた監査権は、データ処理契約の監査に関する規定に従って実行されるものとすることを理解します。

1.5. サブプロセッサ 　第 9項(a)では、オプション 2 が適用され、顧客は、契約またはデータ処理補遺に定められた条件に従って、変更の 30 日前にサブプロセッサの変更を顧客に通知します。

1.6. 是正 　第 11 条では、オプションの文言は適用されません。

1.7. 責任　 両当事者は、第 12 条に基づく Hydrafacial に対するお客様の責任は、データ処理契約に含まれる責任の制限および除外の対象となることに同意します。

1.8. 準拠法　 第 17 条 (オプション 1) の目的上、両当事者は、EU SCC がスペインの法律に準拠することに同意します。

1.9. フォーラム及び管轄　 第 18 条 (a) および (b) の目的上、両当事者は、これらの EU SCC に起因する紛争はスペインの裁判所によって解決されることに同意するものとします。

1.10. 附属書 　EU SCC の附属書 I、II、および III は、この HF SCC の付録 1 に記載されている情報で完成したものと見なされます。

1.11. 対立 　本 HF SCC の本体またはそれが組み込まれているデータ処理契約と SCC との間に抵触または矛盾がある場合は、SCC が優先するものとします。

1. **UK SCC**

データ処理契約に基づいて、 Hydrafacial に転送された個人データが英国データ保護法に準拠し、英国から発信されたものである限り、IDTA は実行されたと見なされ、次のように EU SCC に統合し、補完します。

2.1. 両当事者 　パート 1の表 1 は、本 HF SCC の付録 1 に記載されている詳細で完成されています。

2.2. SCCs　モジュールと条項。 パート 1、表 2 は、上記のセクション 1 に記載されている情報で完成されています。

2.3. 附属書　パート 1 の表 3 に記載されている「付録情報」は、この HF SCC の付録 1 に記載されている情報で補完されます。

2.4. エンディング　お客様は、輸入者として、IDTA のセクション 19 に従って、この IDTA を終了することができます。

1. **Swiss SCC**

データ保護協定に基づいて、 Hydrafacial に転送された個人データがスイスのデータ保護法に準拠し、スイスから発信されたものである限り、EU SCC は次の適応を取り入れるものとします。

3.1. 管轄地域 「加盟国」という用語は、EU SCC の第18条(c) に従って、スイスのデータ主体がスイスで権利を訴える可能性から除外するように解釈されないものとします。

3.2. 監督当局　スイスの連邦データ保護および情報コミッショナーは、個人データの転送がスイスのデータ保護法の対象となる EU SCC の第 13条 に従って権限を有するものとします。

1. 本 HF SCC は、本HF SCC が発効する直前に、データ保護契約の一部である標準契約条項の以前のバージョンを終了させ置き換えるものとします。
2. 本HF SCC に規定されている場合を除き、データ保護契約は影響を受けず、その条件に従って完全な効力を持ち続け、HF SCC は購入契約の条件に従うものとします。本HF SCC とデータ処理契約またはそれ以前の修正との間に矛盾がある場合、本 HF SCC の条件が優先されます。
3. 本HF SCC は、お客様の既存の契約が Hydrafacial LLC、または関連会社あるいは子会社との間である場合にのみ有効です。
4. 本 HF SCC は、(i) 完全に作成されたコピーが dpo@hydrafacial.com に送付され、Hydrafacial がその受領を確認した時点、または (ii) HF SCC が自動的に本契約に組み込まれたとみなされる場合、EEA 以外の国、英国、スイス、または該当する適切な国へのデータの最初の転送日から効力を発するものとします。

本契約の証として、両当事者は、以下の最新の日付で本 HF SCC に署名しました。この HF SCC へのかかる署名は、該当する場合、IDTA およびスイス修正を含む SCC の受諾および署名を構成するものとします。

**Appendix 1**

1. 処理の詳細
2. 当事者リスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | データ輸出者 | データ輸入者 |
| 名前と商号 (異なる場合) | Hydrafacialアカウント情報でプロバイダー(クリニック/センター)または購入契約の署名で識別された顧客ユーザー | Hydrafacial LLC |
| 公式登録番号 (存在する場合) (会社番号または同様の識別子) | ユーザーアカウント情報または購入契約の署名で識別されるとおり | 201233810062 |
| 住所 | ユーザーアカウント情報または購入契約の署名で識別されたとおり | 2165 E. Spring Street,  Long Beach, CA 90806 |
| 担当者の名前、役職、連絡先の詳細 | ユーザーアカウント情報または購入契約の署名で識別されたとおり | Ignacio de la Corte, DPO  dpo@hydrafacial.com |
| EU SCCに基づいて転送されたデータに関連する活動 | データ処理契約に規定されているとおり | データ処理契約に規定されているとおり |
| 署名と日付 | EU SCCは、本HF SCCの署名時に署名されたとみなされます。 | EU SCCは、本HF SCCの署名時に署名されたとみなされます。 |
| 役割 | 処理者/サブプロセッサ | 管理者/処理者 |

1. 転送の説明

|  |
| --- |
| **データ主体のカテゴリ***転送された個人データ*  デバイスとのやり取りを含む、Hydrafacialアカウントおよびデバイスサービスを提供する目的で、Hydrafacialによって個人データが処理される顧客、消費者、および認定ユーザー。 |
| **個人データのカテゴリ** *転送されたもの* 転送される個人データは、お客様によって、またはお客様に代わって提供され、デバイスサービスの提供中にHydrafaceによって処理されるものです。個人データには通常、(i)氏名、電話番号、電子メールアドレス、役割、IPアドレスなどのデータ主体の連絡先およびアカウント情報、 (ii) 治療歴とパフォーマンスが含まれます。 |
| **転送される機密データ (該当する場合)***および厳密な目的の制限、アクセス制限 (特別なトレーニングを受けたスタッフのみのアクセスを含む)、データへのアクセスの記録の保持、転送の制限、または追加のセキュリティ対策などの、データの性質と関連するリスクを十分に考慮して適用される制限または保護手段*  処理される個人データには、人種または民族的出身、政治的意見、宗教または哲学信念、労働組合への加入、性生活、政府発行の識別番号、クレジットカードの詳細、PCI関連の機密データ(磁気ストリップおよびチップデータ、CAV2 / CVC2 / CVV2 / CID4番号、および個人識別番号(PIN)を含むがこれらに限定されない)、健康または医療記録および犯罪歴を含む機密性の高い個人データは含まれません。 |
| **転送の頻度** *(例えばデータが1回限りまたは継続的に転送されるかどうかなど)*  デバイスの提供中、又はサービスおよび使用中、継続的に行われること。 |
| **処理の性質** 個人データは、収集、送信による開示、および協議の処理活動の対象となることがあります。 |
| **データ転送の目的***およびさらなる処理の目的*  個人データは、データ処理契約に記載されている目的 (「許可された目的」) のために処理されます。 |
| **個人データが保持される期間**、*またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準* 個人データは、Hydrafacial Deviceサービスとの契約期間中、および法律で保管しなければならない追加期間中処理されることがあります。 |
| **処理者（サブプロセッサ）への転送について**、*処理の主題、性質、および期間も指定してください 。* サブプロセッサへの転送はありません。 |

1. 管轄監督当局

第 13 条に従って決定された EU 加盟国の管轄監督当局を意味します。

1. データのセキュリティを確保するための技術的および組織的措置を含む、技術的および組織的措置

データ処理契約に従ってサービスに適用されるセキュリティ管理に影響を与えることなく、Hydrafacial は、EDPB の拘束力のないガイダンスに基づいて、次の補完的措置を維持します。

技術的措置

* Hydrafacial は、エンドツーエンドの暗号化を使用します。
* Hydrafacial は、転送中および保管中のデータを暗号化します。

追加の契約上の措置

* 透明性
* 要求に応じて、Hydrafacial は、インテリジェンスの分野を含め、目的地の国で法律が EDPB European Essential Guarantees (欧州の本質的補償)に準拠しているかどうかを評価するために、公的機関によるデータへのアクセスに関する情報を (知る限り) 提供するために合理的な商業的努力を払います。
* Hydrafacialは、 (1) 公的機関が個人データまたは情報システムにアクセスするために使用できるバックドアまたは同様のプログラムを作成しておらず、意図的に作成する予定もないこと、(2) 公的機関によるデータへのアクセスを容易にする方法でプロセスを変更しておらず、意図的に変更する予定もないこと、および (3) 国内法または政府の方針は、Hydrafacial がバックドアを作成または維持すること、または個人データまたはシステムへのアクセスを容易にすること、または暗号化キーを所有または引き渡すことを要求していないこと (法改正の動向により変更される場合があります。) を証明します。o Hydrafacial は、Hydrafacial が国際送金に関連する法的義務および/または契約上の義務を遵守できず、結果として「本質的に同等レベルのデータ保護」の必要な基準を遵守できない場合、顧客に通知します。
* 特定のアクション.
* Hydrafacial は、(i) 法的要求の合法性を検討し、合法かつ適切な場合は要求に対し異議を唱える、および (ii) 法的要請が GDPR の第 46 条、または個人データの合法的な転送に関するその他の関連条項に適合しない場合 (いずれの場合も、法的請求に適用されるデータ保護法で要求される範囲で)、公的機関にその旨を通知するものとします。

組織上の措置

* 透明性と説明責任.
* Hydrafacial は、顧客データに対する政府または法執行機関の要求を処理するおよび要求に対応するためのポリシーと手順を文書化しています。
* Hydrafacial は、公的機関から受け取ったアクセス要求と提供した応答を文書化して記録しており、要求に応じてこの情報を顧客に提供することができます。
* Hydrafacial は、政府/法執行機関のデータ要求に関するポリシーを説明する政府データ要求ポリシーおよび透明性レポートのウェブページを利用可能にして定期的に維持しています。また、公的機関の要求と当社の対応を文書化しており、 [\*link\*]で入手可能です。
* 内部ポリシーの採用と見直し
* Hydrafacial は、データが引き続き本質的に同等レベルのデータ保護を確実に享受できるようにするために、EU/EEA 外への個人データの国境を越えた転送に関連する法律および規制の進展を監視します。
* Hydrafacial は、補完的措置の適切性/有効性を評価し、必要に応じて追加または代替の解決策を特定して実施するために、社内ポリシーを定期的に見直します。適用可能であり適切である場合、Hydrafacial は、必要な追加の技術的、組織的、および/または契約上の措置を講じるために真摯に取り組みます。
* 組織的な方法とデータの最小化措置
* Hydrafacial は、アクセス管理制御を含む、説明責任の原則に準拠するための組織的制御を採用しています。
* Hydrafacialは、個人データの不正アクセスへの露出を制限するために、データの最小化を実践します。
* Hydrafacial は、個人データ転送の国際転送に関連する問題について、適切におよびタイムリーに関与し、DPO および法務部に情報へのアクセスを提供するためにベスト プラクティスを採用しました。